

# 松戸市農業委員会総会議事録

令和 3 年 4 月 9 日

## 令和3年松戸市農業委員会4月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和3年4月9日午後3時10分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

### 1. 出席委員

2番	加藤正芳	3番	齋藤香
5番	山室一美	6番	山口輝雄
7番	岩佐忠夫	8番	椿唯司
9番	鈴木榮一	10番	渡邊洋子
11番	湯浅孝一	12番	杉浦昌平
13番	松戸英樹	14番	杉浦勇司
15番	渡邊慶弘		
明・矢切区域	戸張嘉宣	東部区域	湯浅雅之
常盤平・五香区域	小暮俊	常盤平・五香区域	山崎唯司
馬橋・小金区域	横山定勝	馬橋・小金区域	湯浅清

### 1. 欠席委員

1番 加藤一郎  
明・矢切区域 平川正俊

### 1. 事務局出席職員

事務局長	岡野衛	事務局長	榑孝弘
主幹兼 係長	古山和幸	事務局長 補佐	
		主幹兼 係長	武井博子

開会 午後 3時10分

議長 定刻となりましたので、ただいまより令和3年4月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が6名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

---

◎議事録署名委員の選任

議長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号7番、岩佐忠夫委員、議席番号9番、鈴木榮一委員の両委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、本日の傍聴人について報告をお願いいたします。

事務局 本日の傍聴の申出についてご報告いたします。

傍聴の申出はございませんでした。

議長 ただいま事務局の報告のとおり、傍聴の申出はありませんので、早速議事に入ります。

---

◎議案の提出

議長 本日の議案は、第1号から第3号となっております。

なお、報告事項については、第1号から第6号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いいたします。

---

◎議案第1号

議長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしく願いいたします。

農政課長 農政課、加藤です。よろしく願いいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画について、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、新規設定案件が1件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、水色の冊子でお配りしている参考資料の1ページから2ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑、面積は522平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は利用権の設定を希望しており、キャベツ、ネギを主体に栽培する計画です。以上、農用地利用集積計画として策定するものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**議長** ただいま、農政課長より議案第1号の1番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

岩佐委員。

**岩佐委員** 7番、岩佐です。

この方は、農業を今拡大してやっている方なので、私は賛成したいと思います。

よろしくお願いいたします。

**議長** ただいま、岩佐委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

**議長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。

ありがとうございました。

(農政課長退席)

---

## ◎議案第2号

**議長** 続いて、議案第2号の1番 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

**第1審査会第1審査班座長** 議席番号3番、齋藤香。

去る3月29日月曜日、議案第2号の審査のため第1審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、杉浦昌平第1審査会長をはじめ松戸英樹農業委員、加藤正芳農業委員、横山定勝推進委員と私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をいたしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認のため申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に、慎重なる審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については6ページから11ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の4ページのところでございます。

申請理由は、土地所有者より、申請地を田から畑として使用したいとの相談があり、白井市内にある資材置場で保管している建設残土を土地所有者が確認し、この建設残土を申請地に搬入し、農地造成を行うため、一時転用するためです。

盛土の概要については、土車両は1,605立方メートル、土砂の高さは道路よりプラス0.97メートルで造成するそうです。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、土砂の流出防止として、周囲は30度の法面仕上げとします。

一時転用後の作付計画書、作付誓約書の提出があり、造成工事完了後、農地として復元され、耕作の目的に供されることを確認しました。

審査会では、道路面より高く盛土するため、土の流出が懸念されることについて質問したところ、境界より50センチ離して盛土し、法面を重機で転圧することで土砂の流出を防止するとの回答を得ました。

また、搬入経路の安全確保や残土の搬入方法について、周囲の住宅等に配慮し行うことの確認をしました。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

信用について、過去の農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございません。

農地区分について、申請地は基準点となる鉄道の駅からおおむね1キロ以内に位置し、かつ全体の面積に占める宅地の割合が40%を超える農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第2号の1番について説明しましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議 長** ただいま齋藤座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊慶弘委員。

**渡邊（慶）委員** 15番、渡邊慶弘です。

白井市から建設残土を持ってくるということですが、手続は必要ないのですか。

それと、どのような種類の残土を持ってくるのでしょうか。

**事務局** 事務局よりお答えします。

千葉県知事宛ての土砂等処理経路証明書の写しの提出がございました。白井市内のストック場から申請地へ搬入することの確認をこれでしております。

残土については、土砂等発生元証明書の提出がございました。土砂の種類は第3種建設発生残土との記載がここにあります。この第3種建設発生残土とは、工事現場で出た含有率の高い粘性のある土で、こちらの埋立てに頻繁に利用される土ということでした。

また、譲受人と譲渡人の間で残土埋立て造成に係る契約書というのが交わされておまして、その中で、良質残土を埋立て造成のために使用すること、それから良質残土以外のものを埋め立てた場合には直ちに撤去するという記載がそちらにございました。

千葉県の農地転用事務指針というのがございまして、ここに記載のあります従来の農地より高い利用価値を有する農地に復元できるというところが、これが実現できますので、これを確認しました。搬入される残土については、問題のないものというふうに思われます。

以上です。

**渡邊（慶）委員** はい、分かりました。

今後は、畑にして耕作されるということですので、賛成したいと思います。よろしくお願いします。

**議 長** ただいま渡邊慶弘委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長** ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第2号の2番につきまして、説明をお願いいたします。

**第1審査会第1審査班座長** それでは、議案第2号の2番についてご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については12ページから16ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の12ページのところでございます。

申請理由は、現在申請地周辺で自動車の輸出入販売を行っていますが、作業効率を考慮

し、会社事務所から近い申請地を取得し、車両置場として利用するためです。

施設の概要については、販売用の車両置場です。

整地については、全面砂利敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、東側及び西側は土留め、南側は石柵を設置します。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分について、申請地は鉄道の駅からおおむね500メートル以内に位置する農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

なお、当該申請地は約25年前より車両置場として使用しており、農地転用の手続を行っていないことが判明し、今回の申請に至ったとのことでした。

このことについては、農地転用違反に対する始末書の提出があり、受理いたしました。始末書の内容については、譲渡人、譲受人より、農地法の手続をしないまま現在に至ったことに対し、今後このようなことがないよう十分留意するとのことでした。

以上、議案第2号の2番について説明しましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議 長** ただいま齋藤座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山室委員。

**山室委員** 議席番号5番、山室でございます。

座長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。

**議 長** ただいま山室委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の2番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

---

### ◎議案第3号

議 長 続いて、議案第3号 松戸市農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針の改定についてを議題といたします。

事務局より説明よろしくお願いたします。

事務局 それでは、平成28年4月1日に農業委員会に関する法律の改正法が施行されまして、農業委員会においては農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須事務となりました。

青い表紙の総会資料18ページをご覧ください。

農業委員会等に関する法律の第7条に、指針を定めるよう努めなければならないとの記載があります。指針は、農地利用の将来ビジョンを描くもので、農業委員会は指針を定めなければならないとされております。

次のカラーの19ページ、中段の5のところに記載のある3点が、この定めなければならない指針です。

まず1点目の①担い手への農地利用の集積面積について、これは農地銀行等を利用して、農業の担い手への農地集積を促進する目的を定めることです。

2点目として、②遊休農地の解消面積についてで、これは農地パトロール等を通して、耕作されていない荒廃農地所有者に対し利用状況調査を実施し、遊休農地の解消を目指すものです。

最後に3点目として、③新規参入者の確保数についてです。これは新規に農業者としての参入を促す数値目標を定めるものです。

以上の3点について、数値目標を明確に定めるとされております。

基本事項につきましては、平成29年度に作成しております。目標年度を3年間としておりますので、今回は令和5年度までの3年後の目標数値をここで改正をするというものになります。

このことについての素案につきまして、令和3年3月23日の農政問題研究会において検討した結果を提出していただきました。これを受けて同日、特別審議会を開催しまして審議した結果、このたび上程する運びといたしました。

総会資料21ページをご覧ください。

朱書きが改正後、朱書きに横線が改正前というふうになっております。

まず、改正日及び目標年度の部分を改正しました。

次に、22ページの上段、第2具体的な目標と推進方法、1. 遊休農地の発生防止と解消についての(1)遊休農地の解消目標の表をご覧ください。

まず、表の左から、管内の農地面積(A)で、現状は令和2年4月の面積で660ヘクタールでございます。下段は、3年後の目標の面積です。根拠は、令和2年度の直近の増減



面積が9ヘクタール減っているため、1年分の面積のマイナス9ヘクタールとし、令和5年度までの3年間で9ヘクタールずつ減らし、合計27ヘクタールを減らした3年度的面積が633ヘクタールとなります。

続いて、表の中央、遊休農地面積（B）についてですが、令和2年の現状の面積は6.4ヘクタールです。遊休農地の解消面積につきましては、前回の指針作成時と同じ1年間の解消面積0.5ヘクタールとし、3年間で1.5ヘクタールを解消する目標で4.9ヘクタールとしました。

表の一番右の遊休農地の割合については、管内農地面積Aから遊休農地面積Bを割ったもので、令和2年の現状は0.9%で、3年後の目標は0.7%となります。

次に、資料の中段に記載の（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法の①の最後の段落の「利用状況調査と利用意向調査の結果は農地情報公開システム（全国農地ナビ）に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る」を消します。削除した理由は、松戸市ではこれは利用していないからという理由になります。

一番下の「③制度の利用について」も削除します。理由は、この制度がないためです。

次に、23ページ、上段の④ですが、こちらが繰り上がって③になります。

続いて、4行目の「速やかに」というところを削除いたします。

次に、2. 担い手への農地利用の集積・集約化について、表の左、（1）担い手への農地利用集積目標の管内農地面積（A）については、先ほどご説明した遊休農地のところと同じで、現状が660ヘクタールで、3年後の目標が633ヘクタールです。

同表の中央、集積面積については、過去3年間の新規の利用権の設定の平均面積が2ヘクタールであり、1年間の目標面積を2ヘクタールとしまして、現状の集積面積223ヘクタールに3年間の面積6ヘクタールをプラスして229ヘクタールとしました。

同表の右、集積率については、管内の農地面積を集積面積で割ったもので、令和2年の現状の面積が33%です。3年度の集積率は36%となります。

続いて、目標設定の考え方は、平成29年当時は、松戸市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想（平成26年9月作成）の中の効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項は、本市の農用地の約34%となっている。平成29年から平成32年の3年間かけて32%を目標とし、最終的に34%を目指す、こちらを削除いたします。この数字は平成26年と古いため、この数値を使うのは困難と判断しました。

次に、（2）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法、「①「人・農地プラン」の作成・見直しについて」を削除しました。これは、農政課において「人・農地プラン」については農振地域が対象のため積極的に関わらないことから、削除しました。

①を削除したため、②を①とし、「(ウ)「人・農地プラン」の見直しにかかわり」を削除します。先ほどと同じ理由です。

①の他機関の連携として、松戸市農政課、とうかつ中央農協と連携します。③を訂正し②とします。農地の利用調整と利用権設定については、農地銀行を推進します。

24ページをご覧ください。

④を訂正しまして③とします。③は認定農業者を増やす取組をしています。

次に、3. 新規参入の促進についての(1) 新規参入の促進目標について、新規参入者数は令和2年の4月から過去3年間はゼロ人で、新規参入者の取得面積もゼロヘクタールとなります。3年後の目標につきましては、1年間で1人、取得面積は1年間で0.2ヘクタールとしました。1年間1人0.2ヘクタールというのは、前回3年前と同じです。この数値の算出については、過去に1人の実績があり、そのときの取得実績が0.2ヘクタールだったためです。

次に、(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法の①の「千葉県農業振興センター」を「千葉県農業会議」に訂正します。

改正箇所は以上のとおりです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま事務局より議案第3号について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

湯浅委員。

**湯浅(雅) 推進委員** 推進委員、湯浅雅之です。

ただいま説明のありました指針に私は賛成いたします。お諮りをお願いいたします。

**議 長** ただいま推進委員湯浅雅之委員より原案に賛成との意見がございましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

---

### ◎報告事項

**議 長** 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

**事務局** それでは、議案書7ページ、報告事項1から19ページの報告事項6についてご報告させていただきます。

まず、7ページ、報告事項1、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に

ついてですが、一番下に記載のとおり、2月分として、田1件、67平方メートル、畑6件、2,461平方メートル、合計7件、2,528平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、9ページから12ページ、報告事項2、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、12ページの一番下に記載のとおり、田5件、2,071平方メートル、畑23件、5,381平方メートル、合計28件、7,452平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、12ページ、13ページ、報告事項3、農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より7件の照会がありまして、非農地回答をしました。

次に、15ページから、報告事項4、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書3件を交付しました。

次に、17ページ、報告事項5、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、故障による買取り申出が生じたため、1件の証明書を交付しました。

次に、19ページ、報告事項6、松戸市農業委員会事務局職員の人事についてですが、記載のとおり人事異動がございました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございます。

---

#### ◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和3年4月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時45分